

公平委員会委員の選任について

次の者を今治市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により同意を求める。

平成29年3月29日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市南大門町 矢 野 眞 之

今治市大三島町 立 花 修

今治市宅間 近 藤 寛 司

「理 由」

矢野眞之委員、川上昭一委員、立花修委員の任期が平成29年3月28日で満了したので、上記の者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方公務員法（抜すい）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2

- 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。
- 9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（第7条第4項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。）の職（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。）を兼ねることができない。
- 10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を今治市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

平成29年3月29日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市矢田 大 澤 慶 三

今治市高部 八 木 信 行

今治市南日吉町 玉 井 榮 治

今治市中堀 木 村 静 夫

今治市唐子台東 鳥 生 伸 也

今治市砂場町

村 越 卓 郎

西条市高田

山 之 内 か を り

今治市長沢

石 丸 真 智 子

今治市北日吉町

近 藤 貞 明

「理 由」

山本圭三委員、大澤慶三委員、八木信行委員、玉井榮治委員、木村静夫委員、鳥生伸也委員、村越卓郎委員、山之内かをり委員、近藤貞明委員の任期が平成29年3月31日で満了するので、上記の者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方税法（抜すい）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

平成29年3月29日提出

今治市長 菅 良 二

記

今治市宮窪町 神 野 恵

今治市玉川町 井 出 サ ツ ミ

今治市伯方町 馬 越 義 文

今治市菊間町 白 石 知 春

今治市大西町 財 津 元 生

今治市高橋

長 野 好 文

今治市東門町

關 亮 子

「理 由」

神野恵委員、井出サツミ委員、馬越義文委員、白石知春委員、財津元生委員、長野好文委員、關亮子委員の任期が平成29年6月30日で満了するので、上記の者を推薦しようとするもの。

「参 照」

人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。